

政令第百十八号

電波法及び放送法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、電波法及び放送法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十二号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

電波法及び放送法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十二年四月二十三日とする。

## 理由

電波法及び放送法の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。